

令和6年度からスタート



# 森林環境税

## 【目的】

森林には水源の維持、土砂災害や地球温暖化を防止するなどの様々な機能があり、私たち（国民）の生活に大きな恩恵をもたらしています。森林環境税（国税）は、こうした大切な森林を守るための整備事業や人材育成などの財源として使われます。

## 【内容】

- 1 納税義務者 国内に住所を有する個人
- 2 税率 年額 1,000 円
- 3 納税方法 市民税・府民税均等割と併せて納税（特別徴収、普通徴収）  
※条件によっては、森林環境税のみ納める場合があります。
- 4 森林環境税が非課税になる方  
以下の方には、森林環境税は課税されません。

課税されない人（非課税基準）
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（注1）の人
・扶養親族がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下（注2）の人
・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 21万円 + 10万円$

（注1）給与収入204万4千円未満

（注2）給与収入100万円以下

## 【Q&A】

Q. 私は租税条約の適用により市民税・府民税が免除になるはずですが、なぜ納税通知書が届いたのですか。

A. 租税条約は所得に対する租税のみを対象税目としていることから、所得税及び市民税・府民税は免除となるが、森林環境税は免除にならないという通知が改めて国から示されたため、このたび納税通知書を送付しました。

租税条約の適用により免除となる所得であっても合計所得金額に算入されますので、上記【内容】4の森林環境税が非課税になる方に該当しない限り、納めていただく必要があります。

## 【問合せ先】

吹田市市民税課 電話：050-1721-2523（自動応答）